

《ステップ1》

課税対象の財産

①本来の相続財産

被相続人から相続や遺贈（遺言に基づく）によって取得した財産で金銭に見積もることができる全ての財産をいいます。

「金銭に見積もる」とは、原則として相続開始の日（通常、被相続人の死亡の日）の時価で評価することです。

下表の財産が一般的です。

財産種類	評価の基礎または算定方法【概算】
自宅土地	1㎡あたりの路線価×面積もしくは、固定資産税評価額×評価倍率（路線価、評価倍率は毎年7月国税庁HPで公表）
自宅建物	固定資産税評価額
農地・山林	自宅土地とほぼ同じ。宅地並みに評価される地域があるので注意が必要。山林は立木を別途算定する必要あり。
現金	残高
預貯金	残高+経過した分の利息 ★ <u>本人名義のみとは限りませんので注意</u>
上場株式	終値と前3か月の各月の月中平均額の内、最も低い1株当たりの株価×株数
自社株式	一定の相続人グループの所有する株数に応じた評価方法 ★ <u>一律に額面や払込み金額ではありませんので注意。</u>
家財一式	10万から200万円程度
生命保険契約	解約返戻金相当額等 ★被相続人が保険料を支払った保険金支払事由が未発生の契約

②みなし相続財産

本来の相続財産ではありませんが、財産の性質上、相続財産とみなされるものをいいます。

財産種類	評価の基礎または算定方法【概算】
死亡保険金	保険金額－（法定相続人の数×500万円）
死亡退職金	退職金額－（法定相続人の数×500万円）

*相続人ではない方が受取った場合、上記の控除額は、評価の際に差引計算できません。

③生前に被相続人から贈与によってもらった財産

相続開始の時には、存在しない財産ですが、相続税の計算上は相続財産に「加算する」、ないしは「みなされる」もので、次の2つが該当します。

・相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産（以下、「3年内贈与加算」といいます）

⇒「暦年課税」に係る贈与とは、贈与税の課税に関する特例を適用しないで、贈与税の年間110万円の基礎控除のみの適用を受けた贈与のことです。

⇒評価額は、贈与を受けた時の価額です。

*過去の贈与税の申告の有無に関わらず加算します。

（場合によっては、贈与税の申告が必要な場合があります。）

*相続等により財産を取得した方が加算の対象になります。

- ・ 相続時精算課税適用財産

⇒被相続人から生前贈与を受けた時、一定の要件の下、被相続人の存命中に2500万円の特別控除を選択して贈与税の「相続税精算課税制度」の適用を受けた財産で、被相続人に相続が発生した時には、贈与を受けた財産が相続税の計算上、相続財産とみなされることを予定していた財産のことです。

⇒評価額は、贈与を受けた時の価額です。

*既に支払った贈与税相当額は相続税額から控除し、なお引ききれない金額は還付されます。

注 前ページの「3年内贈与加算」の場合も既に支払った贈与税相当額は相続税額から控除されますが、なお引ききれない金額については還付されません。